

北秋田市特産品推奨認定要綱（抜粋）

【北秋田市産業部商工観光課】

1．目的

申請された商品の中から、品質、デザイン、市場性等に優れたものを市の特産品として推奨認定することにより、品質の向上および地域経済の活性化を図る。

2．対象品目

食品、工芸品等（別紙「対象品目一覧」をご覧ください）。

加工されていない農林産物は対象としません。

3．審査基準

品質、デザイン、価格、包装、市場性、独自性、将来性などに優れたもの。

主たる原材料が市内で生産されていること。

製造又は加工が市内において行われた商品であること（一部委託は可）。

原材料、製造方法、技巧、加工法、デザイン、名称等が本市にちなむもの。

安定的な供給が可能で（季節商品を除く）、一般流通経路において購入可能なこと。

食品衛生法及び同法関係法令に適合すること

推奨認定を受けるため、特別に調整した商品でないこと。

不当景品類及び不当表示防止法及び同法関係法令に反しないこと。

既に特許、実用新案、意匠又は商標等登録済の商品と紛らわしいものでないこと。

4．審査方法

「北秋田市特産品認定審査員」の審査（採点および合議）による。

5．認定の期間

認定を受けた日から3年間。